さわかみ投信株式会社

SAWAKAMI FUND
Since 1999
Long Term Investment

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象商品です。

さわかみファンド

使用開始日：2026年11月21日

投資信託説明書（交付目論見書）
追加型投信／内外／資産複合
分配金再投資専用

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

さわかみ投信株式会社
金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第328号
ホームページ：https://www.sawakami.co.jp/
電 話 番 号：03-6706-4789
受 付 時 間：平日8：45～17：00

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

野村信託銀行株式会社

- 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、さわかみ投信株式会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。請求をされた際には、その旨をご自身でご記録ください。
- 本書には投資信託約款（以下、「約款」といいます。）の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	資産複合（株式、債券）資産配分変更型	年１回	グローバル（日本を含む）	あり（適時ヘッジ）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、国外の株式や債券等に投資した場合の対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

【委託会社の概況】

委託会社名：　さわかみ投信株式会社

設立年月日：　1996 年 7 月 4 日

資　本　金：　3 億 2,000 万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：4,996 億円

2026 年 9 月末日現在

【その他連絡事項】

- さわかみ投信株式会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を 2026年11月20日に関東財務局長へ提出しており、2026年11月21日にその効力が生じております。
- 投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に基づき、事前に投資者（受益者）の皆さまにご意向を確認いたします。
- 当ファンドの財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。
- 本書は、当ファンドをお申込みされる投資者（受益者）の皆さまに、あらかじめご確認いただきたい重要な事項を記載しております。お申込みの際には本書の内容を十分にお読みください。
- 当ファンドの運用方針は長期運用を前提としており、ファンド資産の激しい変動は運用効率を著しく阻害しますので、短期保有目的での購入はご遠慮ください。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、投資者（受益者）の皆さまの資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。

ファンドの特色

ファンドの仕組み

投資者（受益者）から申し受けた資金を当ファンドに集約し、国内外の有価証券等へ投資します。これらにより生じた利益および損失は、全て投資者（受益者）の皆さまに帰属します。



運用手法

運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。

短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。

運用プロセス

当ファンドの運用執行は、委託会社において、取締役会等の管理監督の下、投資政策委員会が決定する運用方針ならびにアセット・アロケーションにしたがい、運用調査部がポートフォリオ運用を実行しております。

投資制限

当ファンドにおける運用上の投資制限については、主なものとして約款に以下の定めがあります。

・株式への投資には制限を設けません。
・外貨建資産への投資には制限を設けません。
・投資信託証券への投資には制限を設けません。

ファンドの特色

分配方針

当ファンドは、毎決算時（毎年８月23日の年１回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

ベンチマークについて

当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。



2 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、主に国内外の株式や債券など値動きのある有価証券等に投資します。そのため、組入れた有価証券等の価格、外国為替相場等の変動により、当ファンドの基準価額は影響を受けます。

これらにより生じた利益および損失は、全て当ファンドの投資者（受益者）の皆さまに帰属することとなります。また、元本および利息の保証はなく、預金保険の対象ではありません。したがって、投資者（受益者）の皆さまの投資された元本は、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。その損失に耐えうる以上に当ファンドに対して投資することはご遠慮ください。投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

投資対象資産の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指し積極的な運用を行うため、投資対象資産の価格変動があった場合、重大な損失が生じることがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ資産を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被ることがあります。

信用リスク

組入れ資産の発行体の経営等に重大な危機が生じた場合やそれらに関する外部評価の変化等があった場合、当該資産の価格が下落し、重大な損失が生じることがあります。

為替変動リスクおよびカントリー・リスク

外貨建資産を組入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。また、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生じることがあります。

ファンド資産の流出によるリスク

多額の換金が一時にあった場合、資金を手当てするために組入れ資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却の注文が市場価格に影響を与えること等により基準価額が大きく下落することがあります。また、当ファンドの運用は「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本としておりますので、急激かつ大量の資産売却により運用効率が著しく阻害されることがあります。

その他留意点

- 当ファンドの取引については、金融商品取引法第 37 条の 6 に定める「書面による解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。
- 当ファンドは、多額の換金が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入れ資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、リスク管理規程等の社内規程において、リスク管理の対象となるリスクおよびリスク管理体制が定められております。
  また、流動性リスク管理に関する規程を定め、当ファンドの組入れ資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
  投資政策委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
- 投資リスクについては、運用部門から組織的に分離された部署および会議体において、リスクの管理に係わる状況確認や結果分析を行っております。

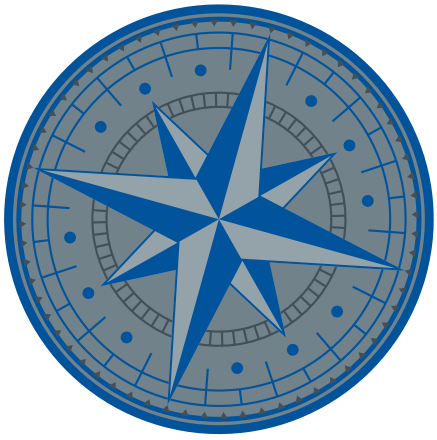

参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去５年間における年間騰落率（各月末日における直近１年間の騰落率）の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。また左のグラフは当ファンドの過去５年間における年間騰落率（各月末日における直近１年間の騰落率）の推移を表示しております。

※各資産クラスは、当ファンドの投資対象を表示しているものではありません。
※当ファンドは、分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示しておりません。

当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移

2021年10月末日～2026年9月末日

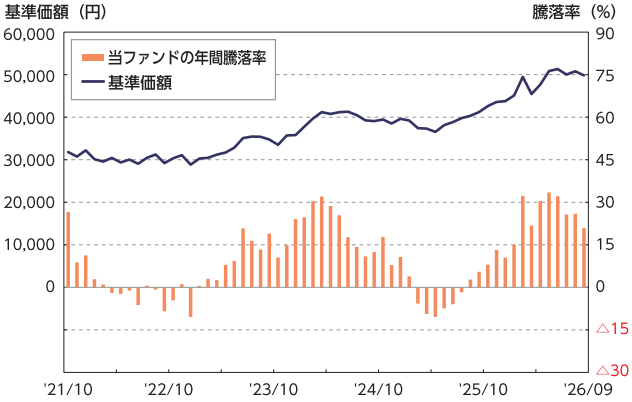

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年10月末日～2026年9月末日

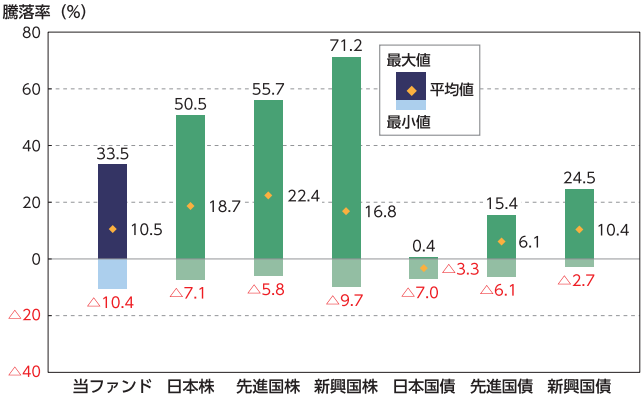

資産クラスの指数

日本株	TOPIX 配当込み指数	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社ＪＰＸ総研に帰属します。
先進国株	MSCI Kokusai (World ex Japan) Index	日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株	MSCI EM (Emerging Markets) Index	世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	日本国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし 円ベース）	日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index	新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

3 運用実績

基準価額・純資産総額の推移

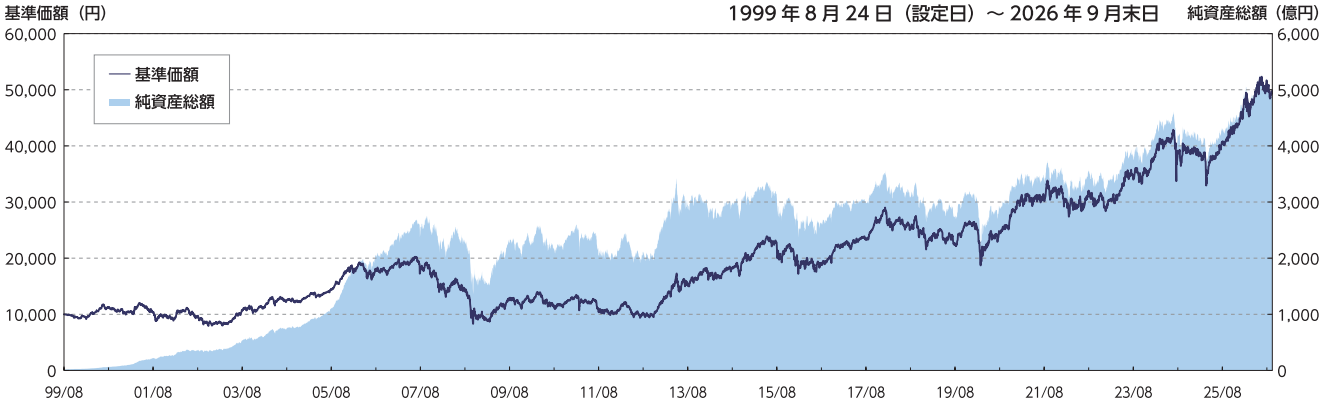

分配の推移

2022年8月	2023年8月	2024年8月	2025年8月	2026年8月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

※1万口当たり、税引前の分配金を記載しております。
※基準価額水準・市況動向等を勘案して、設定来、当ファンドは分配金をお支払いしておりません。

主要な資産の状況

資産別投資比率

種類	比率(%)
株式	82.1
(うち国内)	79.1
(うち海外)	3.0
(うち先物)	−
預金、その他の資産(負債控除後)	17.9
合計	100.0

業種別比率（組入上位10業種）

業種名	比率(%)
電気機器	16.0
化学	11.7
機械	11.6
輸送用機器	7.6
食料品	4.7
精密機器	4.4
小売業	4.2
サービス業	4.0
ガラス・土石製品	2.8
鉱業	2.6

組入上位10銘柄

国名	種類	銘柄名	比率(%)
日本	株式	信越化学工業	3.7
		ソニーグループ	2.9
		ディスコ	2.6
		INPEX	2.5
		スズキ	2.5
		日立製作所	2.1
		セブン&アイ・ホールディングス	2.0
		浜松ホトニクス	2.0
		ダイキン工業	1.9
		トヨタ自動車	1.9

※比率は、当ファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。
※外国株式：当社基準に則して、東証33業種に振り替えております。
※2026年9月末現在

年間収益率の推移

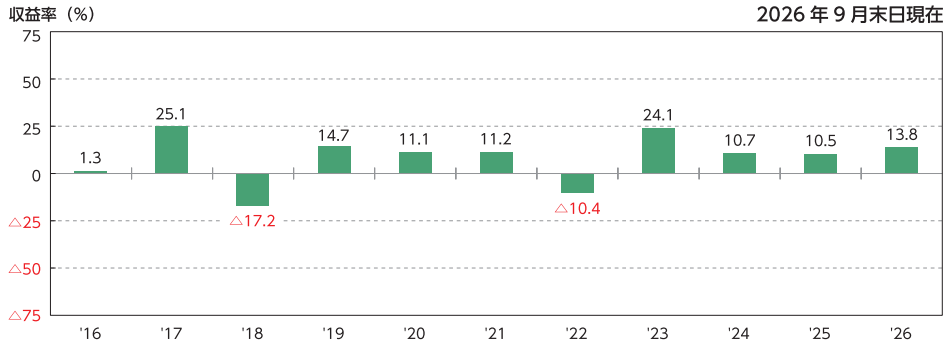

※当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しておりません。

※年間収益率は年末の基準価額を基に計算しております。

※2026年は年初から2026年9月末日までの収益率です。

※当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
※最新の運用実績は表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める購入単位とします。 詳しくは委託会社または販売会社にお問い合わせください。
購入価額	申込日の翌営業日における基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める換金単位とします。 詳しくは委託会社または販売会社にお問い合わせください。
換金価額	申込日の翌営業日における基準価額とします。
換金代金	原則として申込日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として購入および換金の申込受付時間は各営業日の午後 3 時 30 分までとし、それ以降の申込分は翌営業日の受付けとなります。
購入の申込期間	2026 年 11 月 21 日から 2027 年 11 月 22 日まで (注) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止することがあります。購入・換金の申込みの受付けが中止された場合には、投資者（受益者）は当該受付中止以前に行った当日の購入・換金の申込みを撤回できます。
信託期間	無期限（1999 年 8 月 24 日設定）
繰上償還	委託会社は、この信託契約を解約することが投資者（受益者）のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年 8 月 23 日 (休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時（毎年 8 月 23 日（休業日の場合は翌営業日）の年 1 回）に、収益分配方針に基づいて分配を行います。（基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配を行わないこともあります。）当ファンドは分配金再投資専用のため、分配金は税金が差引かれた後で自動的に再投資されます。
信託金の限度額	1 兆円
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、直接または販売会社を通じて知れている投資者（受益者）に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="5">投資者（受益者）が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="4">ありません。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="4">ありません。</td></tr>
<tr><th colspan="5">投資者（受益者）が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td rowspan="8">運用管理費用
（信託報酬）</td><td colspan="4">信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1.10%(税抜年 1.00%) の率を乗じて得た額とし、信託報酬に係る委託会社、受託会社および販売会社の間の配分は次の通りとなります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">純資産総額</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr>
<tr><td>当ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価</td><td>運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr>
<tr><td>2,000億円以下の部分</td><td>年 0.605%
(税抜年 0.55%)</td><td>年 0.385%
(税抜年 0.35%)</td><td>年 0.110%
(税抜年 0.10%)</td></tr>
<tr><td>2,000億円超
2,500億円以下の部分</td><td>年 0.627%
(税抜年 0.57%)</td><td>年 0.385%
(税抜年 0.35%)</td><td>年 0.088%
(税抜年 0.08%)</td></tr>
<tr><td>2,500億円超
3,000億円以下の部分</td><td>年 0.649%
(税抜年 0.59%)</td><td>年 0.385%
(税抜年 0.35%)</td><td>年 0.066%
(税抜年 0.06%)</td></tr>
<tr><td>3,000億円超
3,500億円以下の部分</td><td>年 0.671%
(税抜年 0.61%)</td><td>年 0.385%
(税抜年 0.35%)</td><td>年 0.044%
(税抜年 0.04%)</td></tr>
<tr><td>3,500億円超の部分</td><td>年 0.693%
(税抜年 0.63%)</td><td>年 0.385%
(税抜年 0.35%)</td><td>年 0.022%
(税抜年 0.02%)</td></tr>
<tr><td colspan="4">なお、信託報酬は、毎計算期間の 11 月 23 日、最初の 6 ヶ月の終了日、5 月 23 日および毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。ただし、11 月 23 日と 5 月 23 日については、当該日が休業日のときは翌営業日とします。</td></tr>
<tr><td>その他費用・
手数料</td><td colspan="4">当ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、一部解約金の支払資金の手当を目的とした借入金の利息は、信託財産中から支弁します。
(注) これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</td></tr>
</table>

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税、 復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税、 復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※上記は 2026 年 9 月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※所得税には、2026 年まで復興特別所得税（所得税額× 2.1%）が、2027 年 1 月以降、復興特別所得税（所得税額× 1.1%）および防衛特別所得税（所得税額× 1.0%）が付加される予定です。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率は対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1 口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.10%	1.10%	0.00%

※対象期間は 2025 年 8 月 26 日～ 2026 年 8 月 24 日です。
※各比率は、年率換算した値です。小数点以下第 3 位を四捨五入して表示しております。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（交付 / 全体版）をご覧ください。

契約締結前交付書面

以下の事項は、『さわかみファンド』（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされる際にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。お申込みの際には、以下の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

当ファンドにかかる金融商品取引契約の概要

当社は、当ファンドの設定・運用、募集および販売等に関する事務を行います。

当ファンドにかかる金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 2 項に定める第二種金融商品取引業、および同条第 4 項に定める投資運用業であり、お取引や振替等を行われる場合には以下によります。

・お取引にあたっては、総合取引口座、振替決済口座の開設が必要となります。
・お取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）は、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます）。

当社の概要

商号	さわかみ投信株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 328 号
本店の所在の場所	東京都千代田区一番町 29-2
加入協会	一般社団法人資産運用業協会
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	当社は上記加入協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先 0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。
資本金	3 億 2,000 万円（2026 年 9 月末日現在）
業務の内容	第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
設立年月日	1996 年 7 月 4 日
連絡先	03-6706-4789（さわかみ投信　ご縁の窓口）

※この書面は、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではなく、この書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではありません。